特殊健康診断

特殊健康診断とは

特殊健康診断とは、労働安全衛生法で定められた業務または特定の物質を取り扱う労働者を対象とした健康診断です。

当健診センターでは、以下の特殊健康診断を受診頂けます。

有機溶剤健康診断	情報機器健康診断
じん肺健康診断	石綿健康診断
鉛健康診断	電離放射線健康診断
振動障害健康診断	特定化学物質健康診断

上記以外の特殊健康診断も行っております。

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を 実施しなければなりません。

また労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

~労働者の健康確保のために~ 労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう。

料金などご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

